

各県立学校長 殿

教育庁保健体育課
課長 城間 敏生
(公印省略)
教育庁文化財課
課長 瑞慶覧 勝利
(公印省略)

沖縄県対処方針変更に伴う5月27日以降の県立学校における部活動について（通知）

平素より学校における感染症対策の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。
さて、感染拡大を抑止し社会経済活動を継続するため、5月25日付け沖縄県新型コロナウイルス対策本部会議において、沖縄県対処方針が変更されました。県内の新規感染者数は世代別で10歳未満と10代が最多となる傾向が続き部活動等の実施における感染報告が複数の学校からある等、引き続き感染防止対策を徹底する必要があります。
つきましては、5月27日（金）以降の県立学校における部活動については、下記のとおりとします。
なお、令和4年5月13日付け教保第246号は廃止します。今後、下記の内容に変更がある際は、別途通知することを申し添えます。

記

- 5月27日（金）以降の部活動については、地域の感染状況を踏まえ、各競技団体等のガイドラインに則り、下記の点に留意し行うことができる。

※練習や大会参加にあたり、学校長は下記の点を事前に御指導ください。
 - ・体調不良の生徒は、練習や大会参加を控えること。
 - ・ワクチン接種を希望する生徒には、集団接種会場等を周知すること。
 - ・ワクチン接種については、強制や同調圧力とならないよう十分に配慮すること。
 - ・練習や大会で、体調に異変を感じる者が出た場合、抗原検査キット（令和3年9月7日付教保第1010号手引き参照）を活用する等、感染症対策に努めること。
 - ・チェックリストを活用する等、感染症対策に努めること。
- 平日2時間程度（早朝練習も含む）、土日祝日は3時間程度の練習とする。（準備・片付け・清掃・整備やミーティング等は含まない）
- 土日祝日は、昼食を挟むことのないように時間を設定すること。
- ~~運動部活動でのマスクの着用は必要ない。ただし、練習場所や更衣室等、食事や集団での移動に当たっては、マスクの着用を含めた感染防止対策を徹底すること。~~
- ~~県内外での合宿、合同練習、練習試合は行わないこと。~~
- 県内、県外大会参加については、各団体と十分に連携し、学校において慎重に検討すること。
※県外大会へ参加する際は、出発前には、ワクチン接種の完了又はPCR等検査を受検し、帰沖後速やかにPCR等検査を受検すること。
- その他
 - 大会開催にあたり、県高体連、県高野連、県高文連、県各競技団体等には、これまでの感染症対策の経験則の上に、更なる厳格な感染症防止対策を講じるようお願いいたします。（大会参加による感染報告の例もあり、送迎時の車内や更衣時においても充分感染症防止策を講ずること。）
 - 屋内かつ接触を伴う競技については、より厳格な感染症対策を講ずること。
 - 合同チームによる部活動も上記のとおりとする。

【添付資料】

- ・別紙
- ・チェックリスト

部活動実施に係る新型コロナウイルス感染症対策の考え方

【重要】

- ※ 発熱等の風邪の症状等がある場合には、生徒や指導者等も参加しないよう徹底すること。
- ※ 県警戒レベル2以上においては、同居の家族に風邪等の症状がみられる場合も参加しないよう徹底すること。
- ※ 毎日の検温等、健康観察の実施を徹底すること。

- 生徒本人と保護者の意向を尊重し、参加を強制しないことを徹底すること。
- 活動を生徒だけに任せるのではなく、顧問や部活動指導員等が実施状況を把握できる体制をとること。
- 日時や活動内容をあらかじめ生徒や保護者に周知すること。（緊急時の連絡体制の構築）
- 部活動前後に、生徒同士の飲食等を控えるよう特に指導を徹底すること。（部室、更衣室等含む）

1 留意事項

「3つの密（①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声（密接）が同時に重なる場」を徹底的に避けること。

※ 1つ1つの条件が発生しないように配慮すること。

(1) 活動場所について

- 可能な限り、屋外で実施すること。
- 屋内（体育館、武道場、音楽室等）で実施する場合は、こまめな換気（その場所のドアや窓を広く開ける等）や、消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）を徹底すること。
- （例）・常時、入り口や窓を開ける。
 - ・休憩時間毎に2方向のそれぞれの窓（対角線上の窓を開けると換気がスムーズ）を広く開けて換気を行う。
 - ・天候や人の密度等により異なるが、少なくとも1時間に1回程度換気を行う。

(2) 活動内容について

- 沖縄県教育委員会から発出される「県立学校における地域の感染レベルに応じた感染症対策」（別紙1-2）に基づき実施すること。
- 多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動・大声を出すような活動等は、密集せずに距離を取って行うことができる活動に変更するなどの工夫をすること。
- 集合・ミーティング等を行う場合は、マスクの着用や、手の届く距離に集まらない等の工夫をすること。
- 活動の際は、十分な準備運動を行うとともに、身体に過度な負荷がかかる運動を避ける、適宜休憩を取るなど生徒の怪我防止等には十分に留意すること。

(3) 用具等の共用について

- 用具等の共用による接触感染が懸念されることから、用具等の共用は可能な限り避けること。
- 活動で使用する用具等は、使用前後に消毒を行うとともに、生徒間で不必要な使い回しをしないこと。
- （例）コップ・スライズボトル・汗ふきタオルの共用は避ける。

(4) マスク着用について

- 原則として運動部活動中においては、マスク着用は必要ないこと。ただし、ミーティングやベンチ待機中等の密な状況（身体的距離が十分に取れない状況）ではマスクを着用すること。
- 文化部活動においては、飛沫による感染リスクを最小限に抑えるために、できる限りマスク着用することが望ましい。楽器演奏等でマスクを外す場合でも演奏等終了後はすばやくマスクを着用すること。
- 生徒（保護者）がマスク着用を希望する場合は、適宜対応すること。
- マスクを着用する場合は、熱中症や呼吸困難等による体調不良等の発生がないよう、適宜マスクを外したり、水分補給や休息をとるなど工夫すること。

- (5) 手洗いについて
- 様々な場所にウィルスが付着していることを想定し、こまめに手洗いを行わせること。
※流水と石けんで手洗いを行わせることが望ましい。
(例)・練習の前後や休憩時間
・活動場所を移動する際
・用具等を共用した場合
- (6) 部室・更衣室等の利用・換気等について
- 部室・更衣室等については、短時間の利用としたり、密にならないよう一斉に利用しないなどの工夫をするとともに、十分な換気を行うこと。
 - ドアノブ等、適時、共用部分の消毒に努めること。
- (7) 部活動での登下校時の注意喚起について
- 密接・密集にならないよう注意喚起すること。(例) 肩を組んで歩く等。
 - 部活動の前後は、会食等をせずに、部活動終了後は速やかに帰宅させること。
 - バス、モノレール等、公共交通機関を利用する場合は、マスクの着用を徹底させること。
- (8) 屋内かつ接触を伴う競技~~(練習試合も含む)~~について
- 使用する諸用具は、こまめに消毒等を行うこと。
 - 使用するフロア、マット、ベンチ等もこまめに消毒等を行うこと。
 - 頻繁に接触がある場合は、こまめに手指消毒を行うこと。
 - 練習場所の換気を徹底すること。
(詳細は、各競技専門部ガイドラインを参照し、遵守すること)
- (9) 大会参加~~及び練習試合~~における感染症対策について
- (例)・円陣を組んで大声を出さないこと。
- ・会場内での動線(出入り口等)を一方通行にすること。
 - ・ハーフタイム時にコートを使用する練習はしないこと。
 - ・感染症対策のための競技運営方法の工夫を、積極的に取り入れること。等
(詳細は、各競技専門部ガイドラインを参照し、遵守すること)

2 部活動及び大会参加についての確認事項

【オミクロン株流行下における対応】令和4年3月28日付教保第1981-4号参照

- (1) 陽性又は濃厚接触者となった選手・職員については、保健所が指定する解除日まで、大会参加はできない。但し、濃厚接触者については、最終接触日から4・5日目の抗原簡易キット検査陰性であれば5日目解除となるのでその限りではない。
- (2) 【本島・久米島地区】保健所等による濃厚接触者の特定・行動制限は行わない地域において、同居家族以外の感染者と接触した者が登校可能となった場合は、部活動及び大会参加はできる。
- ①出席停止、学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖に該当する者は、主催団体の指示に従うこと。
- (3) 【宮古・八重山地区】保健所等による濃厚接触者の特定・行動制限を行う地域において、出席停止、学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖に該当する者は、濃厚接触者が特定されるまでの期間は大会参加できない。
- ①濃厚接触者の特定が終了した後、接触者についてはPCR検査の結果が出て、学級閉鎖等が解除されるまで、校内での部活動は参加できない。
- ②接触者の大会参加については主催者の判断によるものとする。
- ③濃厚接触者及び接触者とされなかった者は大会参加できる。

3 その他

- (1) 部活動に参加する生徒や顧問等が感染者・濃厚接触者に特定された場合、学校は県教育委員会(保健体育課)へ一報を入れ、その後の対応について指示を仰ぐこと。
- (2) 感染者又は濃厚接触者が多数と判断される場合は活動を停止する。
- (3) 活動時間や休養日について、沖縄県教育委員会「部活動等の在り方に関する方針(改定版)」を基に、各学校の定める「部活動等の活動方針」に準拠すること。
- (4) 感染症拡大防止の観点から短時間で効果的な活動の実現に積極的に取り組むこと。

令和4年 月 日 ()

部活動実施・大会参加に係るチェックリスト

【 部 顧問名 【 】

- 各競技団体から示される感染症対策ガイドラインに則り、活動を行っているか。
- 部活動（大会含む）の実施前に検温等、健康観察を行ったか。
- 発熱等の風邪の症状等がある場合には、生徒や指導者等も参加しないよう徹底しているか。
- 地域の警戒がレベル2段階以上では、同居の家族に風邪等の症状がみられる場合も参加しないよう徹底しているか。
- 部活動前後に、生徒同士の飲食等を控えるよう特に指導を徹底しているか。（部室、更衣室等含む）
- 部活動終了後は速やかに帰宅するように指導しているか。
- 部活動での登下校時の注意喚起を行っているか。（例）肩を組んで歩かない。飲食しない。等
- バス、モノレール等、公共交通機関を利用する場合は、マスクを着用するよう指導しているか。
- 部室・更衣室の使用方法（人数・時間制限、室内の換気、部員と部員の距離等）について、感染対策上のルールを決め、確認を行っているか。
- 室内の換気については、窓・ドアを常時 10cm 程度解放しているか。窓がない場合はサーキュレーター等を活用し換気を行っているか。
- 屋内（体育館、武道場、音楽室等）で活動する場合は、こまめな換気（その場所のドアや窓を広く開ける等）や、消毒の実施（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）を徹底しているか。
- 用具等の共用による接触感染が懸念されることから、用具等の共用は可能な限り避けているか。
- 活動で使用する用具等は、使用前後に消毒を行うとともに、生徒間で不必要な使い回しをしていないか。（例）コップ・スクイズボトル・汗ふきタオルの共用は避ける
- 集合・ミーティング等を行う場合は、マスクの着用や、手の届く距離に集まらないようにしているか。
- 学校バスを利用するにあたり、感染症対策を実施しているか。（大会移動は保護者へ依頼するなど、できるだけ個人移動が望ましい。）
- 日時や活動内容をあらかじめ生徒や保護者に周知しているか。
- 保護者との緊急時の連絡体制は構築されているか。

- 生徒本人と保護者の意向を尊重し、参加を強制しないことを徹底しているか。
- 活動を生徒だけに任せるのではなく、顧問や部活動指導員等が活動状況を把握できる体制をとっているか。
- 陽性者発生後の活動場所等の消毒については、周知されているか。

顧 問	教 頭	学校長